

高知県広域観光推進事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条及び高知県広域観光推進事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第8条の規定に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 交付要領第6条第2号の知事が別に定める審査会は、高知県広域観光推進事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）とする。

- 2 審査会は、交付要綱及び交付要領の規定に基づき、当該補助事業の交付申請に関し、交付決定の可否について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、前項のほか交付要綱第11条第2項後段の規定に基づき知事に意見を述べるができる。

(審査の手順)

第3条 審査は、実施計画書及び参考資料に基づき行うものとする。

- 2 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、事業説明及び質疑応答を行うものとする。
- 3 事業の評価は、評価項目ごとに、「○×」方式の2段階評価によるものとする。
- 4 評価項目等は、別表第1の高知県広域観光推進事業費補助金評価表（以下「評価表」という。）に定める。

(審査員)

第4条 審査会の審査員は、別表第2に定める。

(審査員の個別評価)

- 第5条 審査員は、別表第1の評価表により、採択申請のあった事業ごとに、評価を行うものとする。なお、評価表に「×」を記入する場合は、原則として、「可否の理由」の欄に意見を付するものとする。
- 2 欠席する審査員は、あらかじめ、評価表を事務局に提出するものとする。なお、提出された評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第6条 総合評価は、別表第3の高知県広域観光推進事業費補助金評価表（集計表）を基に、審査員の合議により行う。

(審査員による審査結果の通知)

第7条 審査会の委員長は、審査会終了後速やかに、審査の結果を別紙様式により知事に提出するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月23日から施行する。

【申請者名: _____】

審査員: _____

審査事項	採択基準	評価項目	評価	可否の理由	評価基準	
1 事業実施体制等について						
運営体制	事業実施主体としての体制が整っていること	1 実施主体(責任主体)の明確性			・責任の所在(役職等)が明確になっていること ・組織体制が明確であること(確認書類:組織図)	
		2 事業の体制(予算、人員体制等)			・事業に係る予算が確保されていること(確認書類:予算書) ・組織内の役割分担や関係市町村との連携体制が明確になっていること	
		3 PDCAサイクルの構築			・組織内でPDCAの確認体制が確立されていること	
		4 地域主体の取組のための体制			・県職員の派遣がないこと(確認書類:事務分担表) ・観光庁の登録DMOであること(確認書類:観光庁からの登録に関する通知)	
2 目的について						
目的	目的が明確であること	1 目的の明確性			・事業を実施する目的が明確であること(広域観光振興計画に明記されているなど)	
3 目標値(KPI)の設定について						
目標設定	目標値(KPI)が設定されており、それに対する実績の分析ができていないこと	1 目標の明確性			・中長期の取り組み目標が明確であり、各年度のKPIが設定されていること	
		2 達成状況の把握			・目標に対する実績の把握ができており、達成状況に対する分析ができていないこと	
4 課題と主な対策について						
課題と対策	課題と対応策が明確であること	1 課題の把握			・取り組みについての課題が分析できていること	
		2 対策の具体性			・課題解決に向けた具体的な対策が示されていること	
5 事業内容について						
事業内容	事業計画全体の内容が適切なものであること	1 事業の適正性			・法律および公序良俗等の見地からの事業の適正性が確保されていること	
		2 事業内容の具体性			・事業の内容が具体的であること	
	事業内容が明確であること	3 目標に対する妥当性			・当年度の目標達成に寄与する取組であること	
		地域性が考慮されていること	4 地域の実態とのマッチング			・地域の実態に即した事業内容となっていること
			5 地域との連携			・地域内の市町村、観光協会、事業者との連携がとれていること
6 広域観光組織が担うべき5つの機能について						
広域観光組織が担うべき5つの機能	5つの機能の強化または発揮のための取組がなされていること	1 企画・統括機能			・企画・統括機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・広域観光振興計画や戦略の策定 ・総合窓口の整備(ワンストップ化) ・マーケティング調査、県や市町村等との連携、滞在型観光地域づくりの推進等 〕	
		2 情報発信機能			・情報発信機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・プロモーション活動 ・広域観光パンフレットの作成、広域のホームページの設置、SNSによる情報発信等 〕	
		3 旅行商品造成・販売機能			・旅行商品造成・販売機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・旅行商品の造成・磨き上げ、旅行会社への販売、(標準書式)旅行商品カルテの作成等 〕	
		4 観光人材育成機能			・観光人材育成機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・観光事業者やガイド等の人材育成等 〕	
		5 広域観光ブランディング機能【ステージAのみ】			・広域観光ブランディング機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・法人化、旅行業の登録 ・観光資源や食、土産等のブランド化等 〕	

審査事項	採択基準	評価項目	評価	可否の理由	評価基準
7 ステージAの加算の取組について					
ステージAの加算の取組	ステージAの加算の取組がなされていること	1 デジタル化			・デジタル化のための取組がなされていること 【 ・マーケティングのデジタル化、セールスツールのデジタル化等 】
		2 グリーン化			・グリーン化のための取組がなされていること 【 ・SDGsをテーマとした教育旅行の商品造成等 】
		3 グローバル化			・グローバル化のための取組がなされていること 【 ・インバウンドの誘致を目的とした商品造成、商談会への参加等 】

8 当年度事業に関する意見等					

別表第2

審査員名簿

高知県観光振興部 副部長 小西 繁雄	審査委員長
地域づくりセラピスト 中村 雅子	審査員
高知大学次世代地域創造センター 准教授 岡村 健志	審査員
(一社) 四国ツーリズム創造機構 事業推進本部 本部長 桑村 琢	審査員
合同会社アークリード 代表 高橋 佳裕	審査員

【申請者名 _____】

採択基準	審査事項	評価項目	評価	評価	評価	評価	評価	評価基準
1 事業実施体制等について								
運営体制	事業実施主体としての体制が整っていること	1 実施主体(責任主体)の明確性						・責任の所在(役職等)が明確になっていること ・組織体制が明確であること(確認書類:組織図)
		2 事業の体制(予算、人員体制等)						・事業に係る予算が確保されていること(確認書類:予算書) ・組織内の役割分担や関係市町村との連携体制が明確になっていること
		3 PDCAサイクルの構築						・組織内でPDCAの確認体制が確立されていること
		4 地域主体の取組のための体制						・県職員の派遣がないこと(確認書類:事務分担表) ・観光庁の登録DMOであること(確認書類:観光庁からの登録に関する通知)
2 目的について								
目的	目的が明確であること	1 目的の明確性						・事業を実施する目的が明確であること(広域観光振興計画に明記されているなど)
3 目標値(KPI)の設定について								
目標設定	目標値(KPI)が設定されており、それに対する実績の分析ができていないこと	1 目標の明確性						・中長期の取り組み目標が明確であり、各年度のKPIが設定されていること
		2 達成状況の把握						・目標に対する実績の把握ができており、達成状況に対する分析ができていないこと
4 課題と主な対策について								
課題と対策	課題と対応策が明確であること	1 課題の把握						・取り組みについての課題が分析できていること
		2 対策の具体性						・課題解決に向けた具体的な対策が示されていること
5 事業内容について								
事業内容	事業計画全体の内容が適切なものであること	1 事業の適正性						・法律および公序良俗等の見地からの事業の適正性が確保されていること
		2 事業内容の具体性						・事業の内容が具体的であること
	事業内容が明確であること	3 目標に対する妥当性						・当年度の目標達成に寄与する取組であること
		4 地域の実態とのマッチング						・地域の実態に即した事業内容となっていること
		5 地域との連携						・地域内の市町村、観光協会、事業者との連携がとれていること
6 広域観光組織が担うべき5つの機能について								
広域観光組織が担うべき5つの機能	5つの機能の強化または発揮のための取組がなされていること	1 企画・統括機能						・企画・統括機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・広域観光振興計画や戦略の策定 ・総合窓口の整備(ワンストップ化) ・マーケティング調査、県や市町村等との連携、滞在型観光地域づくりの推進等 〕
		2 情報発信機能						・情報発信機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・プロモーション活動 ・広域観光パンフレットの作成、広域のホームページの設置、SNSによる情報発信等 〕
		3 旅行商品造成・販売機能						・旅行商品造成・販売機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・旅行商品の造成・磨き上げ、旅行会社への販売、(標準書式)旅行商品カルテの作成等 〕
		4 観光人材育成機能						・観光人材育成機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・観光事業者やガイド等の人材育成等 〕
		5 広域観光ブランディング機能【ステージAのみ】						・広域観光ブランディング機能の強化または発揮のための取組がなされていること 〔 ・法人化、旅行業の登録 ・観光資源や食、土産等のブランド化等 〕
7 ステージAの加算の取組について								
ステージAの加算の取組	ステージAの加算の取組がなされていること	1 デジタル化						・デジタル化のための取組がなされていること 〔 ・マーケティングのデジタル化、セールスツールのデジタル化等 〕
		2 グリーン化						・グリーン化のための取組がなされていること 〔 ・SDGsをテーマとした教育旅行の商品造成等 〕
		3 グローバル化						・グローバル化のための取組がなされていること 〔 ・インバウンドの誘致を目的とした商品造成、商談会への参加 等 〕

別紙様式

年 月 日

高知県知事 様

高知県広域観光推進事業費補助金審査会委員長

高知県広域観光推進事業費補助金審査会の審査結果について

年 月 日に審査を行いました 件の事業について、別紙のとおり審査結果をとりまとめましたので、高知県広域観光推進事業費補助金審査要領第7条の規定に基づき提出します。